

号（ハワイ諸島産ケイト種及びハイデン種のマンガウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年一月六日

農林水産大臣 石破 茂

四中「四十七・二度」を「摂氏四十七・二度」に改める。

五中「実施されたこと」を「実施されていること」に改める。

九中「各生果実」を「生果実のこん包」に、「表示がなされており、かつ、そのこん包には」を「及び」に改める。

○農林水産省告示第六号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の付表第三十六の規定に基づき、平成十二年五月十七日農林水産省告示第七百十三